

建築確認申請における質疑応答集【2階建て木造一戸建て住宅版】

NO	問	答	出典*
1	構造図等の他の図書に筋交いの位置を明示している場合も、平面図へ同内容を明記する必要があるか。	規則第1条の3第6項の通り、構造図等の他の図書に壁や筋交いの位置が明示されている場合は、平面図への記載は要しませんが、図面間の不整合や検査の円滑化のため記載されることが望ましいと思われます。	
2	採光計算に用いる開口部面積は呼び寸法でもよいか。	十分な有効開口面積が確保されている場合は、呼び寸法による計算でも可です。ただし、審査機関の判断により、窓ガラスの面積による計算を求める場合があります。	
3	換気や排煙計算に用いる開口部面積は窓ガラスの面積をもとに算定すればよいか。	引き残しを考慮した有効開口寸法による計算を行ってください。	『新・排煙設備技術指針』 ¹⁾ P43 『逐条解説 建築基準法上巻』 ²⁾ P239
4	基礎における主筋と補強筋の緊結は、フックや住宅用ユニットでなければならないのか。	フックや住宅用ユニット鉄筋などは十分な耐力が期待できるものとして挙げられますが、主筋と補強筋とが相互に応力を伝達できるものであれば、それ以外の方法を排除するものではありません。個別具体の建築計画に応じて、設計者が適切に判断してください。 また、審査においては、緊結していることが確認できれば、具体的な緊結方法は審査しません。	『国土交通省質疑応答集』 ³⁾ P62 No.16～18
5	建築基準法施行令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査のために、確認申請においてどのような図書の提出する必要があるか。	構造図等に平成12年建設省告示第1460号表3の(い)(ろ)等を明記いただくとともに、柱頭柱脚金物算定表、使用金物一覧表及び使用する金物の性能がわかる資料を添付してください。	
6	建築基準法施行令第43条第5項ただし書きの「接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合」とは具体的にどのようなことか。	水平力が作用した時の下階柱の柱頭及び上階柱の脚部に生ずる引張力（平成12年建設省告示第1460号の規定に基づき必要となる柱脚部の耐力に相当）に充分抵抗できるよう、N値計算法等により適切な補強金物を選定してください。	『建築物の構造関係技術基準解説書』 ⁴⁾ P115
7	平成12年建設省告示第1347号第1第3項第4号等に規定する「根入れの深さ」は基礎外周部のみ適用されるものと解してよいか。	原則、「根入れの深さ」の規定は基礎の底盤全体に適用されます。ただし、以下のことが確認できれば、建物内部の底盤については適用しません。 ①底盤の位置で地盤の許容応力度が確保されていること ②雨水等の影響がないこと ③告示と同等の基礎ばりとしてのはりせいが確保されていること なお、詳細につきましては「建築物の構造関係技術基準解説書」をご確認ください。	『建築物の構造関係技術基準解説書』 ⁴⁾ P95,96

NO	問	答	出典※
8	H12建告第1347号に基づくべた基礎等の適用可否について、令第93条ただし書により地盤の長期許容応力度を採用している場合、ボーリング調査やスクリーウェイト貫入試験を行わず、設計者が目視で地質を確認したとすることは問題ないか。	令第93条ただし書により地盤の種類を確認する場合、表層のみではなく、基礎底以深の地層構成や成層状態の確認が必要ですが、戸建住宅等であれば、安定した既存宅地であること（同規模・同基礎形式の周辺既存住宅に沈下障害が認められない、盛土ではない等）を周辺調査や既往資料によって設計者が確認していれば、目視のみでも問題ありません。 確認申請においては、その判断根拠を明示してください。	『木造建築物の特例縮小に関する取扱い集 2026年版』 ⁵⁾ P8 Q1-6
9	既存建物が存在する増改築等の場合で、解体完了しなければ、地盤改良の必要性の有無が判断できない場合、確認申請図書にはどのようにどのように記入すればよいか。	地盤改良の必要性の有無の確認については、直近の建築等の工事における計画建築物の図面や地盤改良報告書又は地盤調査報告書の確認が考えられます。その判断根拠を確認申請図書に記入してください。 なお、解体後に地盤調査を行い、基礎形状が変更となる場合は規則第3条の2第九号、十号に該当する場合を除き計画変更が必要です。	
10	鉄筋のミルシートやコンクリート配合計画書や現場写真など、完了検査時に提示が必要な書類について教えてほしい。	富山県建築住宅課HPに掲載の「完了検査時確認書類一覧表」を参照してください。	
11	新2号建築物は、法第7条の6の規定により検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限が適用されますが、建築中の構造見学会等は仮使用認定を受けなければできなくなるのでしょうか？	『工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル』7)では「建築物の使用とは、人が相当時間継続して建築物に立ち入ることをいうが、現場管理者、工事従事者、管理人、監視員等当該建築物の工事、保守管理等の業務に直接従事する者が当該業務を遂行するために立ち入る場合には、法第7条の6第1項の規定により制限を受ける建築物の使用とは取り扱わない。」とあります。	『工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル』 ⁶⁾ p8

【出典】

- 1) 建設省（現国土交通省）住宅局建指導課 監修、日本建築センター 編集・発行「新・排煙設備指針 1987年版」
- 2) 逐条解説建築基準法編集委員会 編著、株式会社ぎょうせい 発行「逐条解説 建築基準法 改訂版」
- 3) 国土交通省国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所 監修、一般財団法人建築行政情報センター・一般財団法人日本建築防災協会 編集「2025年版 建築物の構造関係技術基準解説書」
- 4) 国土交通省住宅局建築指導課 編集協力、一般財団法人日本建築防災協会 発行「工事中建築物の仮使用認定手続きマニュアル」
- 5) 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）に係る質疑応答集（令和8年2月27日時点）
- 6) 日本建築行政会議構造部会 編集、国土交通省住宅局建築指導課参事官（建築企画担当）付 編集協力「木造建築物の特例縮小に関する取扱い集 2026年版」